

盛岡広域振興局長告示第62号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定に基づき、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定した。

平成29年10月24日

盛岡広域振興局長 宮野孝志

- 1 (1) 名称 盛岡市生出特定猟具使用禁止区域
- (2) 区域 盛岡市下田字石羽根99番26号、99番901号及び99番902号
- (3) 存続期間 平成29年11月1日から平成39年10月31日まで
- (4) 使用を禁止する特定猟具 銃器
- 2 (1) 名称 盛岡市生出第二特定猟具使用禁止区域
- (2) 区域 盛岡市地内の市道好摩生出線と市道生出滝ノ沢線との交点を起点とし、起点から市道好摩生出線を西に進み、市道仲平生出線との交点に至り、同点から同市道を北に進み生出川右岸との交点に至り、同点から同川右岸を東に進み市道好摩生出線との交点に至り、同点から同市道を東に進み、市道下田生出線との交点に至り、同市道を東に進み、市道下田生出線から生出川に至る農道との交点に至り、同点から同農道を南西に進み生出川右岸との交点に至り、同点から同川右岸を南に進み生出湧口川左岸との交点に至り、同点から同川左岸を西に進み市道生出滝ノ沢線との交点に至り、同点から同市道を北に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域
- (3) 存続期間 平成29年11月1日から平成39年10月31日まで
- (4) 使用を禁止する特定猟具 銃器
- 3 (1) 名称 八幡平市東八幡平特定猟具使用禁止区域
- (2) 区域 八幡平市地内の一般県道雫石東八幡平線と市道岩手山1号線との交点を起点とし、同点から同市道を東に進み市道岩手山2号線との交点に至り、同点から同市道を南東に進み民有地と国有林1547林班の境界との交点に至り、同点から同境界を北に進み民有地と国有林1546林班の境界との交点に至り、同点から同境界を北に進み民有地と国有林1546林班の境界との交点に至り、同点から同境界を東に進み国有林1546林班と国有林1541林班との交点に至り、同点から同境界を東に進みイタザ沢左岸との交点に至り、同点から同沢左岸を南に進み国有林1543林班と国有林1553林班の境界との交点に至り、同点から同境界を西に進み国有林1548林班と国有林1553林班の境界との交点に至り、同点から同境界を西に進み国有林1549林班と国有林1553林班の境界との交点に至り、同点から同境界を西に進み県有林と国有林1553林班の境界との交点に至り、同点から同境界を南に進み県有林と国有林1555林班の境界との交点に至り、同点から同境界を北に進み県有林と国有林1556林班の境界との交点に至り、同点から同境界を北に進み県有林と国有林1550林班の境界との交点に至り、同点から同境界を北に進み県有林と国有林1503林班の境界との交点に至り、同点から同境界を北に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域
- (3) 存続期間 平成29年11月1日から平成39年10月31日まで
- (4) 使用を禁止する特定猟具 銃器
- 4 (1) 名称 八幡平市新町特定猟具使用禁止区域
- (2) 区域 八幡平市地内の国道282号と市道桜松線との交点を起点とし、起点から国道282号を北に進み市道清水曲田線との交点に至り、同点から同市道を北西に進み市道曲田沢線との交点に至り、同点から同市道を西に進み市道有矢野線との交点に至り、同点から同市道を北東に進み安比川右岸との交点に至り、同点から同川右岸を南に進み市道桜松線との交点に至り、同点から同市道を北西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域
- (3) 存続期間 平成29年11月1日から平成39年10月31日まで
- (4) 使用を禁止する特定猟具 銃器
- 5 (1) 名称 八幡平市田山特定猟具使用禁止区域
- (2) 区域 八幡平市地内の国道282号と市道田中下川原線との交点を起点とし、起点から同国道を西に進み一般県道田山花輪

線との交点に至り、同点から同県道を北に進み市道折壁線との交点に至り、同点から同市道を東に進み市道田山線との交点に至り、同点から同市道を北東に進み市道鳥居元田中線との交点に至り、同点から同市道を南東に進み市道田中下川原線との交点に至り、同点から同市道を南に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 平成29年11月1日から平成39年10月31日まで

(4) 使用を禁止する特定猟具 銃器

6(1) 名称 葛巻町小苗代特定猟具使用禁止区域

(2) 区域 岩手郡葛巻町地内の町道六角線と堤防との交点を起点とし、起点から町道六角線を北東に進み町道四日市中村線との交点に至り、同点から同町道を南東に進み作業道との交点に至り、同点から同作業道を北東に進み民有林と農地及び学校敷地の境界との交点に至り、同点から同境界を南東に進み町道滝ノ神線との交点に至り、同点から同町道を南東に進み水路との交点に至り、同点から同水路を南西に進みさらに北西に進み堤防に通じる作業道との交点に至り、同点から同作業道を南西に進み馬淵川右岸堤防との交点に至り、同点から同堤防を北西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 平成29年11月1日から平成39年10月31日まで

(4) 使用を禁止する特定猟具 銃器

7(1) 名称 岩手町一方井特定猟具使用禁止区域

(2) 区域 岩手郡岩手町地内の主要地方道岩手平館線と町道半在家線の交点を起点とし、起点から岩手平館線を北西に進み町道土川大手花線との交点に至り、同点から同町道を西に進み町道打野線との交点に至り、同点から同町道を北西に進み町道黒内線との交点に至り、同点から同町道を北西に進み町道打越黒石線との交点に至り、同点から同町道を北に進み町道葉木田中田線との交点に至り、同点から同町道を東に進み町道黒石線との交点に至り、同点から同町道を南東に進み町道高山線との交点に至り、同点から同町道を東に進み町道大森線との交点に至り、同点から同町道を東に進み町道沼田大森東線との交点に至り、同点から同町道を南に進み町道神明沼田線との交点に至り、同点から同町道を東に進み町道半在家線との交点に至り、同点から同町道を南東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 平成29年11月1日から平成39年10月31日まで

(4) 使用を禁止する特定猟具 銃器

8(1) 名称 岩手町大森特定猟具使用禁止区域

(2) 区域 岩手郡岩手町地内の町道沼宮内黒内線と大森山開拓から山辺内に通ずる山道との交点を起点とし、起点から町道沼宮内黒内線を西に進み町道黒石北光線との交点に至り、同点から同町道を北に進み町道北光線との交点に至り、同点から同町道を南東に進み大森山開拓から山辺内に通ずる山道との交点に至り、同点から同山道を南東に進み更に南西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 平成29年11月1日から平成39年10月31日まで

(4) 使用を禁止する特定猟具 銃器